議第52号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

【建物】

所 在 地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市東上田1503番地2	下呂市東上田集会所	木造平屋建て	191. 26 m²

2. 譲与する相手方

下呂市東上田

東上田区 区長 黒 木 茂

3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日

令和2年4月1日

令和2年2月25日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。